

# 火災予防条例の一部改正について

## 改正の概要（住宅における火災の予防の推進）第29条の7関係

阪神淡路大震災、東日本大震災の地震により発生した火災の半数以上が電気によるものとなっています。令和6年に発生した能登半島地震をきっかけとする、輪島市の大規模火災に関しての検討会が行われ、今後の対応策として「感震ブレーカー」等の普及推進が提言されました。

このため、火災予防条例（例）が改正されたことから、双葉地方広域市町村圏組合火災予防条例を一部改正いたします。

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
			
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約5～8万円（標準的なもの）	約2万円	約5,000円～2万円	3,000円～4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

総務省消防庁資料より引用

## 通電火災とは

震災時に発生する電気火災のひとつに、「通電火災」があります。通電火災とは自然災害等の影響による停電から電気が復旧することによって発生する火災です。電気機器等が床に倒れていたり、可燃物に触れていたりしていると、火災につながる可能性があります。

## 感震ブレーカーとは

地震の揺れを感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止めるものです。不在時やブレーカーを遮断してから避難する余裕がない場合など出火防止に有効です。

## 条例改正後

現時点で感震ブレーカーの設置が義務化されるものではありませんが、出火防止に有効であるため、住民の皆さまに設置普及を推進してまいります。

## 施行日

令和8年6月1日

ふたばちゃん

